

とうぶ

西尾警察署
東部駐在所
鈴木　孝志
０５６３
５７－０１１０

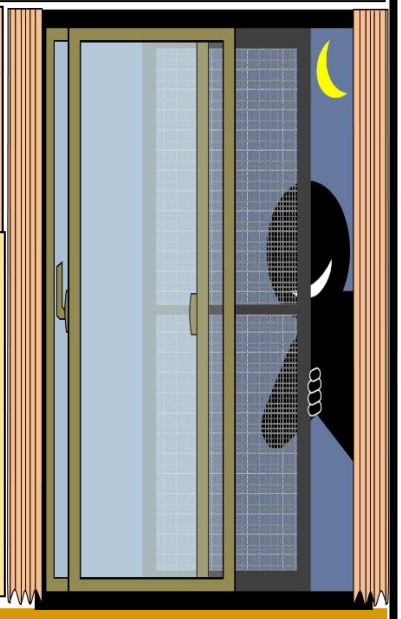
広げよう支援の輪
～被害に遭ったら、１人で抱えないで～



１１月１日から１２月１日は「犯罪被害者月間」です。
犯罪の被害に遭うのは、特別な人ではありません。
被害を受けた後に、身体的・精神的・経済的な負担が生じることもあります。
愛知県警察では、犯罪被害に遭われた方やご家族の不安や負担を軽減するため、各種犯罪被害相談窓口を設け様々な相談に対応しています。
相談窓口や支援制度については愛知県警察ホームページをご覧ください。
１人で悩まず、まずは相談してください。

つくしが丘で不審者情報
～侵入窃盗に注意！！～

９月下旬午前１時３０分頃、つくしが丘地内で不審者情報があり、付近の防犯カメラに、懐中電灯のようなものを所持した男２人組が歩いているところが映っていました。
深夜に不審な人物や車を見かけた際には、すぐに１１０番通報をお願いします。
西尾市内では未だに侵入窃盗被害の発生が続いています。
外出時はもちろん、在宅時もしっかりと施錠をして、被害の防止に努めましょう。





◎　9月1日から生活道路における自動車の法定速度が
60km→30km
に引き下げられました。
車を運転する際は、速度制限を守り、歩行者や自転車に十分注意して安全運転をお願いします。